

利用案内

新座市総合運動公園



- 生涯スポーツ・レクリエーションの拠点
- ゆたかな心と創造性を育む健康都市づくりのために



新座市イメージキャラクター ソウキリン

《利用に関する問合せ》

施設	新座市民総合体育館
住所	〒352-0022 新座市本多二丁目1番20号
電話番号	048-478-8011 (FAX) 048-478-8013
受付時間	午前9時から午後9時まで
休館日	毎週月曜日(但し祝日の場合は翌日)
施設管理者	新座市体育施設等指定管理者 スポーツにいざコンソーシアム

《新座市総合運動公園》

施設	新座市総合運動公園管理事務所
住所	〒352-0022 新座市本多二丁目8番16号
電話	048-479-5515
FAX	048-479-5619
受付時間	午前8時30分から午後9時まで
休園日	毎週月曜日(但し、休日の場合はその日 後において最も近い休日でない日)

新座市総合運動公園

1 休園日

- ① 毎週月曜日(休日の場合は、その日後において最も近い休日でない日)
- ② 年末年始(12月29日から翌年1月3日)

2 運動公園の開園時間

- ① 4月から11月は、午前8時から午後9時30分まで
- ② 12月は、午前8時から午後6時30分まで
- ③ 1月から3月は、午前8時から午後5時まで

3 利用団体登録について

新座市民総合体育館受付窓口にて「新座市公共施設予約システム利用者登録申請書」に必要事項を記入の上、利用者登録を行ってください。

- ※ スポーツ、レクリエーション活動等を目的とした団体の方となります。
- ※ 登録の際は、代表者の方が必ず本人が確認できるものを持参の上、構成員の氏名、住所、年齢を所定の申請書へ記載してください。
- ※ 市内団体は市内要件を満たす全ての構成員の本人確認書類の写しが必要です。(新座市スポーツ協会加盟団体を除く)
- ※ 在勤又は在学の方は、在勤在学が証明できる書類の写しが必要です。
- ※ 中学生以下の団体の場合は、保護者(成人の責任者)が必要となります。
- ※ 登録更新は、一般団体は3年ごと、子ども団体は毎年度更新となります。なお、構成員の1/3以上に変更が生じた場合はその都度変更手続きが必要です。

①登録条件について

◆構成員が10名以上の団体であることが登録条件

市内団体登録するには、(1)の人数要件に加え、(2)又は(3)に該当することが必要です。

●市内団体登録

- (1) 新座市に在住、在勤又は在学の方が10名以上(構成員が15名以上の場合は全体の3分の2以上が必要)で構成された団体
- (2) 市内の競技連盟等に所属していること
- (3) レクリエーション活動を目的としたサークル又は競技連盟がないスポーツ団体

●その他団体登録

上記に満たさない団体

②利用予約申込について

◆野球場、陸上競技場(専用利用)、マレットゴルフ場

「新座市公共施設予約システム」または「新座市民総合体育館受付窓口」にて仮予約手続を行います。

仮予約後、10日以内(仮予約日を含む)且つ利用日の7日前までに新座市民総合体育館受付窓口にて使用料の納入を行ってください。なお、利用日7日以内の利用申請は、新座市民総合体育館受付窓口にて予約及び使用料を納入してください。納入後、本予約となります。(納入後は、原則返金できません)

※ 期限を過ぎると予約システムにて**自動取消**となります。

◆陸上競技場(共用利用)

「新座市民総合体育館受付窓口」にて仮予約手続を行います。仮予約後、10日以内(仮予約日を含む)且つ利用日の7日前までに新座市民総合体育館受付窓口にて使用料の納入を行ってください。なお、利用日7日以内の利用申請は、新座市民総合体育館受付窓口にて予約及び使用料を納入してください。納入後、本予約となります。(納入後は、原則返金できません)

◆マレットゴルフ場(共用利用)

利用当日、「直接、新座市総合運動公園管理事務所」にて共用団体利用手続きの上、自動券売機で『利用券』を購入し、窓口提出してください。腕章を受取り、プレー中は目立つ位置に着用してください。

ただし、専用利用がある場合は利用ができませんので、あらかじめ利用状況をご確認の上、来園してください。

4 利用取消について

使用料納入後に利用取消をする場合は、利用日の7日前までに「還付申請手続」を行うことで使用料の半額を還付します。ただし、利用日から1週間以内になると払い戻しできません。

※「還付申請手続」には、利用許可書、利用者の印鑑及び振込口座名等の記載が必要となります。

◆悪天候等で使用できなかった場合は、「還付申請手続」を行うことで使用料の全額を還付いたします。

※「還付申請手続」には、利用許可書、利用者の印鑑及び振込口座名等の記載が必要となります。

5 利用日の変更(振替)について

◆悪天候等で使用できなかった場合に限る

ア「還付申請手続」を行い使用料の全額を還付します。

イ 同条件で「予約システム」にて仮予約を行い、本予約の際に悪雨天時の許可書を提出して振替を行います。

※ 振替については、年度内をお願いいたします。

※ 年度を超えた場合は、「還付申請手続」行ってください。

6 施設の利用の制限について

新座市暴力団排除条例の規定に基づき、施設の利用が暴力団の利益となる利用等と認められるときは、利用等を許可しません。また、許可した後に暴力団の利益となる利用等であることが判明した場合は、利用等の許可を取り消します。なお、暴力団の利益となる利用等を制限するため、利用等の許可の決定にあたり、必要と認める場合には、所管の警察署に照会する場合があります。

I 新座市総合運動公園 野球場

1 利用時間

区 分	午 前	午 後 1	午 後 2	夜 間
時 間	午前8時30分 ～ 午前11時30分	正午 ～ 午後3時	午後3時30分 ～ 午後6時30分	午後7時 ～ 午後9時30分

[備考]

・ 12月は夜間(午後7時～午後9時30分)の利用はできません。

・ 1月から3月は芝生養生期間のため利用できません。

2 利用の範囲

専用利用(全施設を大会等で独占利用すること)

※紅白試合、試合形式では利用できません。

3 競技種目

(1) 軟式野球(小学生から一般まで)

(2) 硬式野球(小学生から高校生まで)

4 野球場の予約システムの利用条件

登録区分	抽選申込期間	抽選日	抽選結果確認 及び 抽選制限内申込期間	抽選後の空き 施設申込期間	利用制限
市内団体	利用月の 2か月前の 1日から9日まで	抽選申込月の 10日	抽選申込月の 11日から19日まで	抽選申込月の 20日から利用日 の7日前まで	《昼間》 土曜:月1単位、 日曜・祝日:月1単位、 平日:制限なし
その他 団体	抽選に参加できません			利用月の1か月前 の1日から利用日 の7日前まで	《夜間》 土・日・祝:月2単位、 平日:制限なし

※「抽選後の空き施設予約申込期間」から曜日問わず利用制限を解除となります。

5 使用料

区分	午前	午後1	午後2	夜間
一般	4,710	4,710	4,710	2,610
子供	2,350	2,350	2,350	1,300
放送設備	1式1回		1,040	
照明設備	全点灯30分当たり4,180		半点灯30分当たり2,090	
スコアボード	1式1回		1,040	

[備考]

- ・ その他団体が利用する場合は、上表の使用料の倍額です。
- ・ 子供は中学生以下の団体です。
- ・ 子供とは、子供(中学生以下の者をいう)が3分の2を超えている団体をいう。
- ・ 入場料その他これに類する料金を徴収して利用する場合の使用料は、所定の使用料に1人1回について徴収する最高の料金の100を乗じた額を加算した額とします。

6 利用上の注意

1	利用の時は、「利用(変更)許可書」を必ず受付に提出し、係員の指示に従って利用ください。
2	一度納入された使用料は、原則としてお返し致しません。ただし、利用の権利の譲渡・転貸をすることができません。無断で利用許可内容を変更した場合は、利用を取り消すことがあります。
3	利用日及びその前日が悪天候等のため、グラウンドコンディション不良の時は利用をお断りすることがあります。なお、利用の可否については、直接管理事務所で確認してください。
4	利用時間には、準備から終了後の清掃、現状回復、着替え等も含まれます。利用時間をお守りください。
5	敷地内において許可なく物品の販売・張り紙等は固くお断りします。
6	貸し出し器具の出し入れは、係員の確認のもと、利用者が行ってください。施設の利用に伴い、施設及び器具等を破損又は紛失したときは弁償していただくことがあります。
7	野球場グラウンド(ダッグアウトを含む)内の喫煙・飲酒・火気の使用は禁止します。また、ごみ等は必ずお持ち帰るようお願いします。
8	大会・競技会等の利用については、事前に係員と打ち合わせを行い、大会要綱等を提出してください。関係機関への届出・許可書等は利用前に必ず主催者が済ませてください。
9	危険物、動物等の持ち込みや、酒気を帯びての施設の利用は禁止しております。
10	利用上の決まりを守れないときは、利用を禁止させていただきます。
11	駐車場は収容台数に限りがありますので、できるだけバスやその他交通機関を利用してください。
12	その他不明な点は気軽に係員にお尋ねください。
13	全ての運動施設は、敷地内禁煙となります。

7 施設の概要

1	名 称	新座市総合運動公園野球場
2	所 在 地	新座市本多二丁目8番16号
3	施 設 面 積	約16,600㎡
4	併 用 開 始	平成9年4月1日
5	運 動 面 積	約12,000㎡ 規模:両翼 91m 中堅 120m 表面:内野・・・クレー 外野・・・芝生
6	構 造	メインスタンド:約567㎡ 鉄筋コンクリート造2階建て 1F:本部席 放送席 トイレ ダッグアウト 2F:観覧席(424人収容) 内野スタンド:芝スタンド約900㎡(約1500人収容) 外野スタンド:芝スタンド約680㎡(約1100人収容)
7	収 容 人 数	合計3000人
8	スコアボード	得点表示 判定表示(BSO H E FC)
9	夜 間 照 明	照明塔6基
10	中 央 駐 車 場	123台(内障がい者専用3台)

Ⅱ 新座市総合運動公園 陸上競技場

1 利用時間

区 分	午前の部	午後の部
時 間	午前8時30分 ～正午	午後1時 ～午後6時

[備考]

- ・ 10月から3月は午後5時までの利用となります。
- ・ 3月から5月は芝生養生期間のためフィールドの利用はできません。

2 利用の範囲

- ・ 陸上競技の全般
- ・ サッカー(試合のみ利用可。雨天当日と翌日は利用できません。)
※原則、フィールドを連続利用することはできません。(平日は週1回、土日祝日は連続利用にならないこと)
- ・ その他(レクリエーション種目、公的スポーツ教室等)

3 利用区分

- ・ 専用利用(全施設を大会・競技等で独占利用すること)
- ・ 共用利用(陸上競技又は個人が共同で利用すること)
- ・ 個人利用(陸上競技場を専用利用以外で、1人1日1回を単位として利用すること)

4 競技種目

- ・ 陸上競技種目は管理上の都合により限定させていただきます。
- ・ 陸上競技場のサッカー利用は大会のみとなります。
※練習及び練習試合等の利用はできません。

5 個人利用について

利用当日、「直接、新座市総合運動公園管理事務所」にて自動券売機で『利用券』を購入し、窓口に提出してください。ただし、専用利用がある場合は利用ができませんので、あらかじめ利用状況をご確認の上、来園してください。

6 陸上競技場の予約システムの利用条件

(1)専用利用

登録区分	抽選申込期間	抽選日	抽選結果確認 及び 抽選制限内申込期間	抽選後の空き 施設申込期間	利用制限
市内団体	利用月の 2か月前の 1日から9日まで	抽選申込月の 10日	抽選申込月の 11日から19日まで	抽選申込月の 20日から利用日 の7日前まで	≪昼間≫ 土曜:月1単位、 日曜・祝日:月1単位、 平日:制限なし
その他 団体	抽選に参加できません			利用月の1か月前 の1日から利用日 の7日前まで	≪夜間≫ 土・日・祝:月2単位、 平日:制限なし

※「抽選後の空き施設予約申込期間」から曜日問わず利用制限を解除となります。

(2)共用利用

登録区分	抽選申込期間	抽選日	抽選結果確認 及び 抽選制限内申込期間	抽選後の空き 施設申込期間	利用制限
市内団体	抽選に参加できません			利用月の2か月前 の20日から利用 日の7日前まで	制限なし
その他 団体	抽選に参加できません			利用月の1か月前 の1日から利用日 の7日前まで	

7 使用料

区分			午前	午後	全日
一般	専用		4, 710	6, 280	11, 000
	共用	団体	1, 570	2, 090	3, 660
		個人	1日1回 200		
子供	専用		2, 350	3, 140	5, 500
	共用	団体	780	1, 040	1, 830
		個人	1日1回 100		
放送設備			1式1回 1, 040		

[備考]

- ・ その他団体又は新座市に在住在勤在学の方以外の利用の場合は上表の使用料の倍額です。
- ・ 子供個人とは、中学生以下(3歳以上)となります。
- ・ 子供団体とは、子供(中学生以下の者をいう)が3分の2を超えている団体をいう。
- ・ 入場料その他これに類する料金を徴収して利用する場合の使用料は、所定の使用料に1人1回について徴収する最高の料金に100を乗じた額を加算した額とします。
- ・ サッカーは専用利用のみとなります。
- ・ 専用利用は原則として陸上競技場は大会・練習、サッカーは大会などでの利用となります。

8 利用上の注意

1	利用の時は、「利用(変更)許可書」を必ず受付に提出し、係員の指示に従って利用ください。
2	一度納入された使用料は、原則としてお返し致しません。ただし、利用の権利の譲渡・転貸をすることができません。無断で利用許可内容を変更した場合は、利用を取り消すことがあります。
3	利用日及びその前日が悪天候等のため、グラウンドコンディション不良の時は利用をお断りすることがあります。なお、利用の可否については、直接管理事務所で確認してください。
4	利用時間には、準備から終了後の清掃、現状回復、着替え等も含まれます。利用時間をお守りください。
5	敷地内において許可なく物品の販売・張り紙等は固くお断りします。
6	貸し出し器具の出し入れは、係員の確認のもと、利用者が行ってください。施設の利用に伴い、施設及び器具等を破損又は紛失したときは弁償していただくことがあります。
7	陸上競技場施設内の喫煙・飲酒・火気の使用は禁止します。また、ごみ等は必ずお持ち帰るようお願いします。
8	大会・競技会等の利用については、事前に係員と打ち合わせを行い、大会要綱等を提出してください。関係機関への届出・許可書等は利用前に必ず主催者が済ませてください。
9	陸上競技については、次の事項を守ってください。 ・ランニング用シューズ及び指定されたスパイクを使用してください。 ・用具・器具等の借用は、あらかじめ管理事務所に申し出てください。 ・利用後は係員の確認のもと必ず元の位置に戻してください。 ・フィールドの種目には、利用制限があります。必ず係員に相談してください。 ・トラックは左回りで利用してください。なお、競技場保全のため、練習での利用コースは係員の指示に従ってください。
10	小学生未満の子供の利用は、保護者同伴で利用してください。
11	危険物、動物等の持ち込みや、酒気を帯びての施設の利用は禁止しております。
12	利用上の決まりを守れないときは、利用を禁止させていただきます。
13	駐車場は収容台数に限りがありますので、できるだけバスやその他交通機関を利用してください。

14	その他不明な点は気軽に係員にお尋ねください。
15	全ての運動施設は、敷地内禁煙となります。

9 施設の概要

1	名 称	新座市総合運動公園陸上競技場 (全天候陸上競技場)
2	所 在 地	新座市本多二丁目8番16号
3	施 設 面 積	約20,300㎡
4	併 用 開 始	平成8年10月1日
5	施 設 の 概 要	(1)トラック (1周400m) 8コース(全天候舗装) (2) フィールド サッカー場105m×64m(野芝舗装) (3) スタンド 4000人収容(芝スタンド)
6	中 央 駐 車 場	123台 (内障がい者専用3台)

Ⅲ 新座市総合運動公園 マレットゴルフ場

1 施設の概要

施設面積 約28,400㎡

コ ー ス 全36ホール(東18ホール、西18ホール)

2 利用時間

区 分	午前の部	午後の部
時 間	午前8時30分 ～ 正午	午後1時 ～ 午後6時

[備考]

- ・ 10月から3月は午後5時までの利用となります。

3 利用区分

- ・ 専用利用(全コース又は東・西コースどちらかのコースを大会等で独占利用すること)
- ・ 共用利用(団体又は個人が共同で利用すること)
- ・ 個人利用(共用利用で個人が1人1日1回を単位として利用すること)

4 競技種目

- ・ マレットゴルフ場はマレットゴルフのみとなります。
- ・ マレットゴルフ場は、専用利用の日は共用利用(団体・個人)はできません。

5 マレットゴルフ場(専用利用)の予約システムの利用条件

登録区分	抽選申込期間	抽選日	抽選結果確認 及び 抽選制限内申込期間	抽選後の空き 施設申込期間	利用制限
市内団体	利用月の 2か月前の 1日から9日まで	抽選申込月の 10日	抽選申込月の 11日から19日まで	抽選申込月の 20日から利用日 の7日前まで	《昼間》 土曜:月1単位、 日曜・祝日:月1単位、 平日:制限なし
その他 団体	抽選に参加できません			利用月の1か月前 の1日から利用日 の7日前まで	《夜間》 土・日・祝:月2単位、 平日:制限なし

※「抽選後の空き施設予約申込期間」から曜日問わず利用制限を解除となります。

6 使用料

区分			午前	午後	全日
一般	専用		4, 710	6, 280	11, 000
	共用	団体	1, 570	2, 090	3, 660
		個人	1日1回 200		
子供	専用		2, 350	3, 140	5, 500
	共用	団体	780	1, 040	1, 830
		個人	1日1回 100		
放送設備			1式1回 1, 040		

[備考]

- ・専用利用は東西どちらかのコースのみを専用利用する場合は上記の使用料の半額となります。
- ・個人利用の料金は1日プレーを楽しめる料金となります。
- ・スティック・ボールの貸し出しは無料です。(数に限りがあります)希望される方は受付時に申し出てください。
- ・その他団体及び個人が利用する場合は、上表の使用料の倍額です。
- ・子供は中学生以下(3歳以上)となります。
- ・子供団体とは、子供(中学生以下の者をいう)が3分の2を超えている団体をいう。
- ・入場料その他これに類する料金を徴収して利用する場合の使用料は、所定の使用料に1人1回について徴収する最高の料金に100を乗じた額を加算した額とします。

7 マレットゴルフ年間利用券について

◆申込方法等

受付場所	新座市総合運動公園管理事務所
受付時間	午前8時30分から午後5時まで ※休園日を除く
申込方法	申請書に写真(2.5cm×3cm)1枚を添付し、料金を窓口で納付 ※申込の際は、本人確認ができるもの(運転免許証、保険証等)を持参してください。
申込期間	3月1日から12月28日まで
料金	(市内) 10,470 円 (市外) 20,940円
有効期限	4月1日から翌年3月31日まで

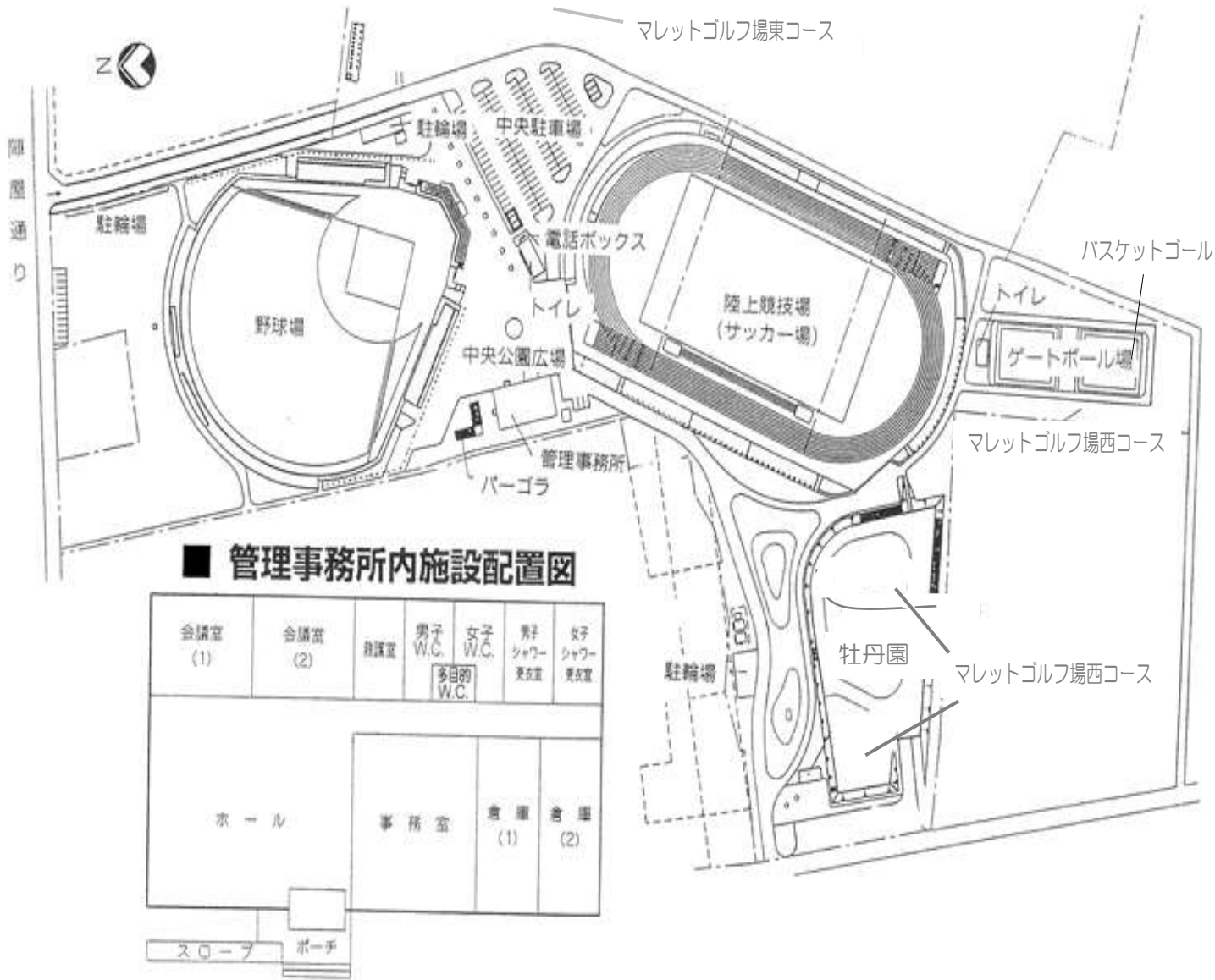
[注意事項]

- ・個人年間利用券は個人利用の場合のみ使用できます。団体利用(共用・専用)には使用できません。
- ・他の団体等が大会開催等により専用利用している場合は利用できません。
- ・年度途中で購入する場合、月割り・日割りはいたしません。
- ・個人年間利用券の貸与及び譲渡はできません。
- ・紛失等をした場合は、個人年間利用者であることの確認ができない方に対しての再発行はいたしません。
- ・利用の際は、総合運動公園管理事務所にて個人年間利用券を提示して、腕章を受け取ってから利用ください。

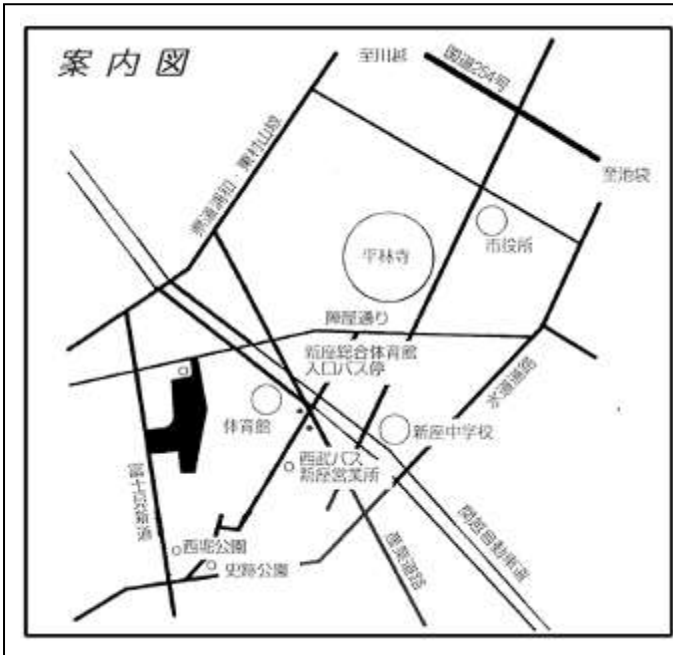
8 利用上の注意

1	利用時間を必ず守ってください。利用時間外の無断使用は絶対にしないでください。
2	専用利用以外で利用するときは、プレー中、腕章を目立つ位置に必ず着用し、プレー終了後は速やかに管理事務所へ返却してください。
3	専用利用の時は、「利用(変更)許可書」を必ず管理事務所受付に提出し、係員の指示に従って利用ください。
4	専用利用の申込みは、他の利用者へ周知のため、なるべく2週間前までに申込みいただきますよう御協力をお願いします。

新座市総合運動公園施設配置図



VI 交通機関の案内



交通機関・バス利用

- ・東武東上線
朝霞台駅南口から東久留米駅行か新座営業所行
 - ・JR武蔵野線
新座駅南口から東久留米駅行か新座営業所行
 - ・西武池袋線
東久留米駅東口から新座駅南口行か朝霞台駅行
 - ・西武バス
新座総合体育館入口下車、徒歩約 10 分
- ※車で来園される方は、陣屋通り側から入園してください。